

公告文

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5年（2023年）9月14日

炭鉄港推進協議会 会長 厚谷 司

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

「日本遺産魅力増進事業 誘客につながる炭鉄港情報発信事業」委託業務

(2) 業務の目的

炭鉄港地域及び札幌などの周辺地域においては、産業遺産や歴史に興味のある層を中心に、日本遺産「炭鉄港」の認知度は着実に上昇しているが、全国的な認知度については未だ低く、課題となっている。コロナ禍明けで国内での旅行機運が高まっている中、「炭鉄港」の全国的な認知度を向上させ、道外の観光客を誘致するため、全国の幅広い層に向けて周知する必要がある。

(3) 業務の概要

国内旅行を検討している幅広い層に向けて炭鉄港のPRを行うため、炭鉄港地域を取材、撮影し、動画配信サービス等の不特定多数が閲覧する媒体で日本遺産「炭鉄港」のPRを行う。

また、旅行者向けの観光地紹介のページに、炭鉄港を紹介するページを作成し、文化遺産に興味のある層を誘客する。上記に加え必要に応じ、日本遺産魅力増進事業における、調査事業等のサポートアドバイスを行う。

(4) 契約期間

委託契約締結の日から令和6年2月9日（金）まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

単体の事業者（法人・団体及び個人）又はコンソーシアムであって、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 単体の事業者（法人・団体及び個人）が参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者が含まれない。）でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (4) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により

競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(5) 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

(6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

(7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

(8) コンソーシアムの構成員が単体の事業者（法人・団体及び個人）としても重複参加するものでないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

3 手続き等

(1) 担当部局

〒068-8558 岩見沢市 8 条西 5 丁目

炭鉄港推進協議会事務局（北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課内）

担当：毛利

電話番号 0126-20-0034（直通）

F A X 番号 0126-25-8144

(2) 参加資格の審査

ア 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、（ア）から（エ）までに定めるところにより参加表明書を提出し、2 に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

（ア）申請期限 令和 5 年（2023 年）9 月 21 日（木）17 時（必着）

（イ）申請方法 所定様式「参加表明書」及びその添付書類を持参または郵送（書留郵便等送付記録が残る方法に限る。）により提出（持参の場合は平日の 9 時から 17 時まで。）

（ウ）申請場所 上記（1）担当部局に同じ

（エ）提出部数 1 部

イ 次の方法により様式の交付

（ア）上記（1）にて直接交付（平日の 9 時～17 時）

（イ）北海道空知総合振興局ホームページからダウンロード

<http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>

ウ 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

(3) 企画提案書の提出期限、提出方法及び提出場所

ア 上記（２）の参加資格を有すると認められた者は、企画提案書を提出することができる。

（ア）提出期限 令和５年（２０２３年）９月２８日（木）１７時まで（必着）

（イ）提出方法 所定様式「企画提案書」及びその添付書類を持参または郵送（書留郵便等送付記録が残る方法に限る）により提出（持参の場合は平日の９時～１７時）

（ウ）提出場所 上記（１）担当部局に同じ

イ 様式の交付

（ア）上記（１）にて直接交付（平日の９時～１７時）

（イ）北海道空知総合振興局ホームページからダウンロード
（上記（２）-イ-（イ）と同じ）

４ 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

５ 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

６ 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途経費取扱要領の規定により契約手続を行う。

７ その他留意事項

（１）企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

（２）審査結果及び特定者名は公表する。

（３）詳細は「企画提案指示書」による。

（４）関連情報に係る照会窓口 ３－（１）に同じ